



百科



☎は問い合わせ先です

遺族基礎年金とは？

遺族基礎年金は、国民年金の被保険者である人が死亡し、一定の保険料納付要件を満たしているときに、その人によって生計を維持されていた遺族（子のある妻または子）に支給されます。

【受給要件】

- ①被保険者期間のうち、納付・免除期間が3分の2以上あること。
- ②死亡日が平成18年3月31日以前の場合、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと。

【受給権者】

- ①死亡した人の妻であって、18歳までの子、または障害年金に該当する程度の障害のある20歳までの子と生計を同じくする妻
- ②死亡した人の子であって、①の要件に該当する子

【遺族年金額】

- ①妻と子1人（年額）  
1,035,000円



【受給権の失権】

- ③子1人（年額）  
804,200円
  - ④子2人（年額）  
1,035,000円
- 受給権者である妻や子の死亡、婚姻、姻族以外の養子縁組により消滅するほか、子が一定の年齢に達したときの3月31日に消滅します。

☎市民課国民年金相談係  
22-11312

農業所得標準で申告されている皆様へ

平成15年分の申告（平成16年2月16日～3月15日申告分）から、「水稻（耕作面積2ヘクタール未満）」および「普通畑（自家用）」以外の農業所得標準が廃止されます。

耕作面積が2ヘクタール未満の水稻および普通畑以外の作物などを作物・飼育している方は、平成15年分の申告から、水稻、普通畑を含むすべての作物などについて、実際の収入金額から実際の必要経費を差し引く収支計算により農業所得を計算することとなります。

収支計算のためには、ご自分の収入金額や必要経費に係る記帳と出荷伝票や領収書などの保存が必要となります。平成15年分の申告からスムーズに収支計算ができるよう、早め準備を始めましょう。

☎大河原税務署  
0224-52-2294  
市税務課  
22-11313

障害者控除を受けるための手続きのお知らせ

次の方は、市役所福祉事務所「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、所得税や市県民税の申告の際に、「障害者控除」を受けることが認められています。

●対象となる方 介護を要する65歳以上の高齢者（要介護1～要介護5までの方を含む）で、身体的・知的障害者に準ずる状態にある方ただし、認定基準があります

●身近なことから人権を考えてみませんか  
12月4日から10日までの1週間は、「人権週間」です。大河原人権擁護委員協議会および仙台台法務局大河原支局では、次のとおり東北一斉の無料相談所を開設します。

●愛犬家の皆様へ  
白石郵便局からお願い  
日頃、郵便局をご利用いただきありがとうございます。  
さて、郵便局では年末年始に学生アルバイトによる郵便物の配達を行っておりますが、例年、県内各地でお客さまのお宅にうかがう際に犬に咬まれるケースが頻発しております。

●離婚、相続・遺言、パートナーからの虐待、いじめ、土地や建物の登記、土地の境界問題などについて、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士、法務局職員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

●日時 12月7日（土）10時～15時

●場所 セラビ白石（みやぎ生協 白石店）

\*相談の秘密は厳守します。安心してご相談ください。

